

議案第 78 号

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)の一部改正により、利用者証明用電子証明書を移動端末設備(スマートフォン)に記録することが可能となったことに伴い、当該証明書が記録されている移動端末設備(スマートフォン)を利用して多機能端末機から印鑑登録証明書の取得を可能とするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市印鑑条例(平成6年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)

- 第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。次項において同じ。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能及び証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。
- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用することにより、専用端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された本市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

羽曳野市印鑑条例 新旧対照表

新	旧
<p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第 14 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。))第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。次項において同じ。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であつて公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能及び証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p> <p>2 前条及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用することにより、専用端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された本市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p> <p>以下省略</p>	<p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第 14 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)又は専用端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された本市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの情報を読み込ませること及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書の暗証番号を照合することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p> <p>以下省略</p>